

	米国	英国	EU	
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	
プロ投資家	<p>・自衛力認定投資家 (accredited investors)</p> <p>① 銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は\$500 万超の総資産を有する従業員給付制度</p> <p>② 投資会社法に定められる私的事業育成会社</p> <p>③ 慈善または教育機関等の非営利組織、法人、ビジネストラスト、パートナーシップで発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外のもので資産\$500 万を超えるもの</p> <p>④ 発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー</p> <p>⑤ 単独又は配偶者と合算した純資産が\$100 万を超えるもの</p> <p>⑥ 直近2年の年収が\$20 万を超える個人またその配偶者の年収の合計が\$30 万以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。</p> <p>⑦ 投資に関する知識・経験がある者 (sophisticated investors person) が運用している\$500 万を超える資産がある信託</p> <p>⑧ 持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体 (証券法規則 501)</p>	<p>・適格契約参加者 (eligible contract participant)</p> <p>① 金融機関</p> <p>② 保険会社</p> <p>③ 投資会社</p> <p>④ 商品プール(資産 500 万ドル超)</p> <p>⑤ 法人、パートナーシップ、自営業主、組織、トラスト、その他主体(総資産 1000 万ドルを超える、もしくは金融機関、保険会社、投資会社、商品プール、政府からの保証等を得ている、もしくは純資産 100 万ドル超でリスク管理等のために取引を締結するもの)</p> <p>⑥ 従業員給付制度で総資産 500 万ドル超もしくは投資判断が投資顧問会社等により行われるもの</p> <p>⑦ 政府</p> <p>⑧ SEC 登録証券業者</p> <p>⑨ FCM</p> <p>⑩ 先物フロアー・ブローカー</p> <p>⑪ 個人(総資産が1000万ドルを超える、もしくは 500 万ドル超でリスク管理のために取引を締結する) (商品取引所法 1a 条(12))</p>	<p>・金融機関 (market counterparty)</p> <p>① 正式な政府</p> <p>② 中央銀行</p> <p>③ 国際機関</p> <p>④ 集団投資スキーム以外の業者</p> <p>⑤ 海外金融サービス機関など</p> <p>・大規模な法人顧客 (large intermediate customer)</p> <p>① 資本金 1,000 万ポンド以上のパートナーシップ(有限責任を除く)又は法人格なき社団</p> <p>② 総資産 1,250 万ユーロ、純取引高2500 万ユーロ、年間の平均雇用者数 250 人のうち、2つの以上の条件を満たす法人</p> <p>③ 地方政府または公共機関</p> <p>④ 純資産 1000 万ポンド以上のパートナーシップ(有限責任を除く)または法人格なき社団</p> <p>⑤ 資産 1000 万ポンド以上の信託(職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームを除く)の受託者</p> <p>⑥ 加入メンバーが 50 人以上で、かつ管理資産が1000 万ポンド以上の職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームの受託者 (COB4.1.12)</p> <p>※上記の大規模な法人顧客については、業者は、顧客の同意等が得られれば金融機関として分類することができる。</p> <p>・法人顧客 (intermediate customer)</p> <p>① 地方政府または公共機関</p> <p>② EEA国家やIOSCOメンバー国の上場法人</p> <p>③ 資本金 500 万ポンド以上の法人</p> <p>④ 純資産 500 万ポンド以上のパートナーシップ</p> <p>⑤ 資産 1,000 万ポンド以上の信託の受託者</p> <p>⑥ 集団投資スキーム 等</p>	<p>EU 新投資サービス指令</p> <p>・プロ顧客 (professional clients)</p> <p>1. 金融市場での営業に認可ないし規制が要求される主体。</p> <p>① 金融機関</p> <p>② 投資サービス業者</p> <p>③ 他の認可された又は規制された金融機関</p> <p>④ 保険会社</p> <p>⑤ 集合投資スキーム及び当該スキームの管理会社</p> <p>⑥ 年金基金及び当該基金の運用会社</p> <p>⑦ 商品及び商品デリバティブディーラー</p> <p>⑧ ローカルズ</p> <p>⑨ その他の機関投資家</p> <p>2. 会社ベースで下記の規模を満たす大企業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 貸借対照表上の総資産 2000 万ユーロ - 純売上 4000 万ユーロ - 自己資本 200 万ユーロ <p>3. 国内及び地方政府、公債を管理する公共機関、中央銀行、世界銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>4. その主な業務が金融商品の投資であるその他の機関投資家(資産の証券化及びその他金融取引を営む企業を含む。) (EU 新投資サービス指令 付表ⅡのⅠ)</p> <p>※上記のものでも、自ら適切なリスクの評価・管理ができないと考える場合、より高いレベルの投資者保護を投資サービス業者に要求できる。</p> <p>・適格取引先 (eligible counterparties)</p> <p>金融機関、保険会社、集団投資スキーム及びその運用会社、年金基金及びその運用会社 ※プロ投資家と重複するものあり。 (新投資サービス指令第 24 条)</p>

米国		英国	EU
証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	EU 新投資サービス指令
<p>適格機関投資家 (qualified institutional buyer)</p> <p>① 自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体: 保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISAの従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、法人 等</p> <p>② 証券ディーラーで\$1000 万以上の証券を保有するもの</p> <p>③ 他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー</p> <p>④ 総額1億ドル以上の証券を保有する投資会社ファミリーの1部をなす投資会社</p> <p>⑤ 全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体</p> <p>⑥ 銀行、貯蓄貸付組合等で1ドル億以上の証券を保有し、かつ純資産が 2500 万ドル以上のもの。 【証券法規則 144A】</p>			<p>適格投資者 (qualified investors)</p> <p>①証券市場で業務を行う上での認可及び監督を受ける法人(銀行、証券会社(investment firms)並びにその他の認可及び監督を受ける保険会社、集団投資スキーム及び当該スキームの管理会社、年金及びその管理会社、商品ディーラー 認可又は規制されていない企業目的の有価証券への投資のみの主体</p> <p>②中央及び地方の政府、中央銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>③以下の3つのうち2つ以上の条件を満たす中小企業でない法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度期間の平均従業員数が 250 人以下 ・貸借対照表上の総資産 4300 万ユーロ ・純売上 5000 万ユーロ <p>④下記要件の2つ以上を満たし自ら適格投資者として認められることを希望する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。 ・顧客の金融商品のポートフォリオ、(現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの)が 50 万ユーロ超である。 ・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。 <p>(EU 目論見書指令第2条第1項 e)</p>

	米国		英国	EU
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	EU 新投資サービス指令
アマ投資家			<p>・一般顧客 (private customer)</p> <p>国内外問わず業者ではない個人、規制された集団投資スキームなどで、規則により法人顧客、金融機関に分類されない者 (COB4.1.14)</p> <p>専門知識を有する一般顧客 (expert private customer) は合意により法人顧客として分類されることが可能。その際には業者は以下の点を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関連する市場及び指定投資物件に対する知識 ② 関連する市場での取引期間及び取引頻度 ③ 取引規模 ④ 資産状況 (COB4.1.9～4.1.10) <p>業者は、金融機関及び法人顧客に分類されるものを一般顧客に分類することができるが、その場合には当該顧客に通知し、また、一般顧客と分類されることによって、必ずしもオンブズマン制度、補償基金制度の対象となるとは限らない旨、通知しなければならない (COB4.1.14)</p>	<p>・ノンプロ顧客 (non-professional clients)</p> <p>プロ顧客に該当しないものはノンプロ顧客となる。なお下記要件の2つ以上を満たすものは、要請によりプロ顧客としての扱いを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。 ・顧客の金融商品のポートフォリオ、(現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの)が50万ユーロ超である。 ・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。

	米国	英国	EU	
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	
	EU 新投資サービス指令			
行為規制	<p>○自衛力認定投資家を販売対象とする場合は、一定の条件下で、公募における登録義務が免除される。(証券法 4 条、レギュレーション D=証券法規則 501~508)</p> <p>○非登録証券の転売は、適格機関投資家の間であれば回数等の制限なく行える。(証券法規則 144A)</p>	<p>○適格契約参加者については、FCM 及びイントロデューシング・ブローカーに対する、顧客へのリスク開示文書の配布義務の適用が免除される (CFTC 規則 1.55)</p> <p>○取引主体に関する規制 個人投資家との外国為替先物取引を OTC で行うことができるのは、商品取引所法 2 条(c)項(2)(B)(ii)に列挙されている相手方(金融機関、SEC 登録証券業者、先物業者、保険会社等)のみ。(CFTC Advisory 06-01)</p>	<p>○一般顧客にのみ適用される義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧誘規制(COB3) ・顧客のリスク理解の確認等 (COB5.4) ・手数料等の開示 (COB5.7) ・パッケージプロダクト等の開示義務 (COB 6.1) ・業者による貸付 (COB7.9) ・マージン規制 (COB7.10) ・非上場株に関する流動性等の説明 (COB7.11) <p>※ FSA ハンドブックにおける金融商品の勧誘に係る規制は、法人顧客および金融機関に対する勧誘を原則適用除外としている</p> <p>○法人顧客に対しては限定的又は修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッケージプロダクトに関する利益相反等の開示義務 (COB5.1) ・取引報告書の交付義務 (COB8.1) ・資産運用状況の定期報告義務 (COB8.2) <p>○法人顧客に対しては修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最良執行義務 (COB7.5) ・保護預り (CAS9.1) ・デフォルト時の顧客資産返還義務 (CAS9.3) <p>※パッケージプロダクトとは、生命保険、集団投資スキームの持分、インベストメント・トラスト等</p>	<p>加盟国は、投資サービスを顧客に提供する場合、投資サービス会社が顧客の最善の利益に基づいて、誠実、公平、そしてプロフェッショナルに行わなければならない。(新投資サービス指令第 19 条)</p> <p>なお、適格取引先には、以下の投資家保護の規定は適用されない。(新投資サービス指令第 24 条)</p> <p>○ビジネス上の行為規範</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客が商品の内容・リスクを十分に理解できる情報の提供 ・顧客の資産状況・投資意向等の把握 ・契約書類等の記録の保持 ・取引報告 (新投資サービス指令第 19 条) <p>○最良執行義務 顧客にとって最も好ましい結果を得られるような合理的なあらゆる手段を講ずる義務。(新投資サービス指令第 21 条)</p> <p>○顧客注文の公正な取扱い 加盟国は、認可投資サービス業者に対し、他の顧客の注文又は取引需要と比較して、顧客注文の公平かつ迅速な執行を定める手続き及び措置を実施することを義務づけなければならない。(新投資サービス指令第 22 条(I)項)</p> <p>適格投資家に対する証券の売付は EU 目論見指令の適用除外となる。</p>